

金監督第 2066 号
令和元年6月 13 日

革新的事業活動評価委員会
委員長 安念 潤司 殿

内閣総理大臣臨時代理国務大臣
麻生 太郎

新技術等実証に関する計画に対する見解について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により令和元年6月7日付で株式会社justInCaseから提出された新技術等実証に関する計画（以下「当該実証計画」という。）に対し、生産性向上特別措置法施行規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり見解を送付しますので、意見を求めます。

記

1. 当該実証計画を提出した者

株式会社 justInCase CEO 畑 加寿也

2. 当該実証計画が提出された日

令和元年6月7日

3. 認定の有無に関する見解

当該実証計画における保険商品は、予め補償額を約定するものの、補償に対する保険料は実際に保険事故が発生した際に、事後的に、実際に支払われた保険金総額を契約者数で除して得られた金額をもとに徴収する仕組みである（ただし、契約者から徴収する保険料には上限額が設定され、当該上限額に達した場合、契約者から徴収した保険料で賄いきれない保険金支払原資を株式会社 justInCase が負担する）。将来の不確実性のため支払余力を蓄積していけるような水準の保険料を事前に徴収する従来の保険商品と比べ、想定を超える保険事故が発生した場合に保険金支払原資が不足する蓋然性が高まるため、保険金支払原資を確保するための対応が必要となる。当該対応が十分に講じられると認められる場合は、法第11条第4項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである。

4. その他革新的事業活動評価委員会の調査審議に参考となる事項

なし

以上